

感染症の登園基準

保育園において予防すべき感染症の登園基準は、次のとおりです。

（ただし、医師が認めた場合はその限りではないものもあります。）

発熱時は解熱剤を使わずに平熱になって24時間経過してから、嘔吐・下痢時は症状が治まって24時間経過し普段の食事ができるようになってから、登園させるようご協力ください。

感染症の種類	登園基準 等
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで登園停止（保護者が記入する治癒報告書が必要）
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで登園停止（保護者が記入する治癒報告書が必要）
百日咳	特有な咳が消失するまで、または5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで登園停止
はしか（麻疹）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで登園停止
おたふく風邪 （流行性耳下腺炎）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで登園停止
風疹	紅斑性の発疹が消失するまで登園停止 まれに色素沈着することがあるが登園停止の必要はない
水ぼうそう（水痘）、 帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになるまで登園停止
プール熱（咽頭結膜熱）	主要症状（発熱、咽頭発赤、眼の充血）が消退した後2日を経過するまで登園停止
結核	感染のおそれがないと認められるまで登園停止
コレラ、細菌性赤痢、腸 管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出 血性結膜炎、その他の伝 染病	有症状者は、医師が感染のおそれがないと認めるまでは登園停止、 無症状病原体保有者の場合には登園可能。 医師により、感染のおそれがないと認められるまでは登園停止。
溶連菌感染症	抗生物質治療開始後24～48時間を経過して全身状態がよければ登園可能。
ウィルス性肝炎	A型については、肝機能が正常になれば登園可能。 B・C型の無症状病原体保有者は登園可能。
手足口病	発熱期や口腔内の水疱、潰瘍のため摂食できない期間は登園停止。 症状が安定していれば登園可能。
ヘルパンギーナ	発熱がなく（解熱後1日以上経過し）、普段の食事ができるまで登園停止
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態がよい場合は登園可能
流行性嘔吐下痢症	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事ができるまで登園停止。 ※最後の嘔吐・下痢から24時間以内に嘔吐・水様便がなくなってから <u>登園させるようにご協力ください。</u>
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により園医等において感染のおそれがないと認めるまで登園停止
RSウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良い場合は登園可能
リンゴ病（伝染性紅斑）	発疹のみで、全身状態がよい場合は登園可能
とびひ（伝染性膿痂疹）	通常出席停止の必要はないが、病巣を覆って登園。プールは不可
水いぼ（伝染性軟属腫）	通常登園停止の必要はない。プールは可能だが、主治医・保育園に相談
頭じらみ	通常登園停止の必要はない